

『東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター』設立趣意書

1 『みやぎ県民センター』の設立の目的

斎藤 幸治

- (1) 3月11日の東日本大震災・津波ならびに4月7日などの余震により、県民・国民が受けた、①3万人近い死者・行方不明者など、生命・身体への被害、②家屋や地盤などの被害、③農・林・水産業と関連企業が被った津波被害、④福島原発による放射能と風評被害、⑤商工業者観光業者などが受けた経営被害、⑥医療機関や障害者・介護・保育などの福祉施設の被害、⑦解雇や賃金カット等の労働者が被った被害⑧子どもの教育をはじめとする被害、等々、何重もの甚大な被害を受けた、すべての被災者に対する救援の在り方を探求・改善させ、最後の一人まで『救援し、生活再建を果たす』為に、国と地方自治体行政が行政責任を果たすよう求めます。
- (2) 政府と宮城県は、被災地に建築基準法第84条の“規制の網”をかけ、8ヶ月期限の11月11日までに“創造的復興”の名の下に、『復興計画』を一気に策定、県民不在・財界策定のプランに沿って造ろうとしています。
としています。阪神・淡路大震災における「上からの復興」の失敗の経験と教訓を踏まえ、『復旧・復興は、被災者・被災地が主役』『憲法が保障する“人間の尊厳”・“幸福追求権”・“生存権”等が実現される社会の創造』という見地を堅持した『県民参加の“復旧・復興計画”』の研究・策定と実践を追求します。

2 『センター』運営の基本的考え方

- (1) 『センター』は、参加を希望する、すべての団体や地域の代表と個人で構成し、参加者の合意に基づき運営します。『被災者・被災地が主役の復旧・復興』という一致点で各地域の運動、諸団体と連携・共同します。
- (2) 参加する団体や地域代表と個人で構成する『世話人会』を置き、「最高意思決定機関」とします。
- (3) 世話人会の互選により、数名の『代表世話人』を置き、対外的に『センターを代表する』ものとしします。
- (4) 世話人会を中心に『東北地方と宮城をどのように復旧・復興するのか』を研究し、実現への運動化を図ると共に、問題別や地域別の様々なテーマを担当するグループを構成し、関係する方々の広範な協力を得て、テーマごとの研究・提言・運動を企画し推進するものとしします。
- (5) これら全体の企画・運営に当たる事務局を置き、実務の推進に当たると共に、ニュースの発行などの広報活動等を推進します。
- (6) 運営に必要な一切の経費は、参加団体・個人の分担と寄付により賄うものとしします。
- (7) その他必要なことは、『世話人会』での協議・確認に基づき実施するものとしします。